



『月刊リーガルスピリット』4月号を単体で発行することができず、5月号との合併号とさせていただきます。楽しみにしておられた方誠に申し訳ございませんでした。実は、弊社デザイナーこと家内が目を患いまして、4月中は養生のため、目に負担のかかる作業ができませんでした。

「網膜静脈分枝閉塞症」という珍しい病気で、治療法が未だ確立されていないため、視力が完全に回復することはないそうですが、眼球注射やレーザー照射といった地道な治療を続けていけば、失明の恐れはないそうです。失明の恐れがないということで、本人も気持ちを切り換えて、前向きに頑張っていますので、どうぞご心配なく。

さて、先月(4月)のことですが、娘が水ぼうそうにかかりました！かかりつけの小児科の先生からは、完治には1週間はかかると言われていましたが、お陰様で、5日間で完治しました。

湿疹もおなかと背中少し出た程度で、痕も残りませんでした。親に似て、もともと丈夫なんですね。ほとんど風邪もひいたことがない、元気な予です。

そして、休園明けには、無事、年少さんに進級できました(名札も黄色から赤にグレードアップ)。後輩(?)ができたのが嬉しいらしく、「もう、おねえさんなんだよ！」と浮かれています。毎日ハイテンションで、元気いっぱいです。

### 近況のご報告

宅建業協会の一関支部様、新庄・最上支部様から、引き続き研修会の講師を仰せつかっております。5月末には、新庄・最上支部様にて研修会があります。そこで、先月(4月)、新庄に伺い、地区長様、幹事様にご挨拶をさせていただき、テーマなどについて打ち合わせをさせていただきました。前回の研修会のテーマは、借地借家の明渡しなど、賃貸物件に関することでしたので、今回は売買に関する事で、とのリクエストを頂戴しました。不動産売買における担保責任など、判例の多いホットな分野についてお話をさせていただこうと考えています。

話題は変わりますが、今月(5月)から、地元一関のケーブルテレビに出演させていただくことになりました。土曜日のお昼にNOKで放送されている某法律相談系バラエティ番組のような、くだけた感じの情報番組です。番組の放映は6月上旬からになりますが、その前に番宣を兼ねた公開イベントがあり、生放送されます(5月10日、イオンスーパーセンターです)。

基本的に、毎月第2と第4土曜日にこのイベントがあり、おそらく、私も毎回出演させていただくことになりそうです。結構な数の方々をご覧になるそうですので、粗相のないように気を引き締めて収録に臨みたいと思います。どうぞ、ご期待下さい！



## 今月のコラム

またまた前回からの続きです。

前回までのお話で、我が国の戦前に行われていた家督相続の制度が、子供ひとりひとりの身が立つように配慮された、きわめて合理的で平等な制度であったということがご理解いただけたかと思います。

ところが、戦後になって、家督相続の制度は、「不平等である」という米国流の価値観の押し付けによって、廃止されてしまいました。

そして、米国流の「個人主義」、「民主主義」という美名のもとに、家督相続の制度に取って代わったのが、現在の相続制度なのです。

現在の相続制度では、長男も、次男・三男も、みな「平等」に扱われます。みな「平等」に同じ割合で相続の権利を主張できるようになりました。

子供が持つ、この相続の権利については、相続される親の側であっても、奪うことは許されなくなりました。相続の権利について、「遺留分(いりゅうぶん)」という、いわば最低限度額を保証する制度が認められたからです。

「遺留分」は、基本的に、本来の法定相続分の2分の1ということになります。

子供3人が父親を相続する場合、法定相続分は、子供1人につき、遺産全体の3分の1ずつとなりますので、子供1人の遺留分は、全体の6分の1となります。

この6分の1の遺留分については、たとえ父親であっても奪うことは許されません。

たとえば、父親が「全財産を長男に相続させる。次男と三男には何もあげない」という遺言をしても、次男・三男にはそれぞれ6分の1ずつの遺留分が保証されます。

そのため、長男は、父親から「全財産を相続させる」と遺言されたにもかかわらず、次男・三男に対して、財産を6分の1ずつ分けてやらなければならないのです。

「跡継ぎの長男が安心して家を守っていけるよう、長男に全財産を継がせよう」というお父さんの遺志が、「遺留分」という制度のために、無にされてしまうのです。道理に合わない、おかしい話です。



代表弁護士  
小原恒之



山形常駐弁護士  
武田芳人

発行  
2014年5月12日

〒021-0885岩手県一関市田村町3-2 上の橋ビル3階  
電話:0191-34-8471FAX: 0191-34-8472  
弁護士法人リーガルスピリット 一関法律事務所

〒996-0027  
山形県新庄市本町4-33 こらっせ新庄5階  
予約用フリーダイヤル: 0120-0783-14  
電話:0233-32-0461  
FAX: 0233-32-0462  
弁護士法人リーガルスピリット 新庄法律事務所

代表弁護士 小原恒之(おばら・ちかゆき)